

## 東日本大震災に係る特例措置の拡充について

独立行政法人勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都は除く）で被災した共済契約者（事業主）のみなさまに対して実施している特例措置を次のとおり拡充します。

### 1 掛金の納付期限延長について

#### ①これまで

共済契約者からの申出により、掛金（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで）の納付期限を最長 1 年間延長できます。



#### ②拡充後

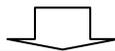
現行の納付期限延長を申し出ている共済契約者については、申出により、掛金（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分まで）の納付期限をさらに 1 年間（合計で最長 2 年間）延長できます。

※ 納付期限の再延長を希望される場合は、下記問い合わせ先に申し出ていただく必要がありますのでご注意ください。

### 2 後納による割増金の免除について

#### ①これまで

平成 23 年 4 月から 12 か月間（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分までの間）の掛金は、平成 25 年 3 月までに納付すれば後納割増金を免除します。



#### ②拡充後

平成 23 年 4 月から 12 か月間（平成 23 年 4 月分から平成 24 年 3 月分までの間）の掛金は、納付期限から 2 年以内に納付すれば後納割増金を免除します。

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

契約業務部 収納課 （受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日を除く））

○被災地域から ☎ 0 1 2 0 - 9 5 3 - 6 8 1

○その他の地域から ☎ 0 3 - 6 9 0 7 - 1 2 3 4